



# 鳥取県公報

平成 25 年 1 月 29 日 (火)  
号外第 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 みつばちについての腐蛆<sup>そ</sup>病予防に関する規則の一部を改正する規則 (1) (畜産課)・・・3

=====公布された規則のあらまし=====

◇みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>予防に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

蜜蜂の腐蛆病<sup>そ</sup>検査に関する責任の所在を明確にするため、証明書の発行事務について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 蜜蜂の腐蛆病<sup>そ</sup>検査に関する証明書の発行者を家畜保健衛生所長（現行 家畜防疫員）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

みつばちについての腐蛆病予防に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第1号

みつばちについての腐蛆病予防に関する規則の一部を改正する規則

第1条 みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和31年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <u>蜜蜂の腐蛆病予防に関する規則</u>   | <u>みつばちについての腐蛆病予防に関する規則</u>  |
| (趣旨)  | (目的)   |
| 第1条 この規則は、 <u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、蜜蜂の腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品の移動の制限について必要な事項を定めるものとする。</u>                             | 第1条 この規則は、 <u>みつばちについての腐蛆病のまん延を防止するため必要な事項を定めることを目的とする。</u>  |
| (定義)  | (定義)   |
| 第2条 この規則において「 <u>腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品</u> 」とは、 <u>採蜜に利用中の蜜蜂の巣箱、継箱、巣枠及び巣ひをいう。</u>   | 第2条 この規則において「 <u>みつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品</u> 」とは <u>採みつについて利用中のみつばちの巣箱、継箱、巣わく、巣ひ、はちみつ及びみつろうをいう。</u>                                      |
| (移入の制限)   | (移入の制限)  |
| 第3条 <u>蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品は、移入直前の飼育地を管轄する都道府県知事若しくは家畜保健衛生所長又は当該飼育地で職務を行う家畜防疫官若しくは家畜防疫員が発行した腐蛆病検査証明書を有し、巣箱に腐蛆病検査済証を貼り付けてあるものでなければ県内へ移入してはならない。</u> | 第3条 <u>みつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品は、移入直前の飼育地の都道府県知事、家畜保健衛生所長、家畜防疫官又は家畜防疫員が発行した腐蛆病検査証明書を有し、かつ巣箱に腐蛆病検査済証をはりつけてあるものでなければ県内へ移入してはならない。</u> |
| (移出の制限)   | (移出の制限)  |
| 第4条 <u>蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品は、家畜防疫員の行う検査に合格したものでなければ県外へ移出してはならない。</u>   | 第4条 <u>みつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品は、家畜防疫員の行う検査に合格したものでなければ県外へ移出してはならない。</u>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>2 前項の検査を受けようとする者は、<u>蜜蜂腐蛆病検査申請書（様式第 1 号）</u>を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。</p> <p>3 家畜保健衛生所長は、前項の<u>申請書の提出があったときは、家畜防疫員に検査を行わせ、合格した物に対し、蜜蜂腐蛆病検査証明書（様式第 2 号）を交付するとともに、巣箱に腐蛆病検査済証（様式第 3 号）を貼り付けるものとする。</u></p> <p>(発生の告示)</p> <p>第 5 条 知事は、県内において<u>蜜蜂の腐蛆病が発生したときは、直ちに発生年月日、発生場所その他必要な事項を告示する。</u></p> <p>(移動の禁止)</p> <p>第 6 条 <u>蜜蜂の腐蛆病が発生したときは、前条の告示のあった日から14日間、その発生した地点を中心として半径2キロメートル以内の区域内の蜜蜂、腐蛆病の病原体を<u>広げるおそれがある物品、蜜ろう及び蜂蜜を移動させてはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基づいて移動する場合は、この限りでない。</u></u></p> | <p>2 前項の検査を受けようとする者は、<u>みつばち腐蛆病検査願（別記第 1 号様式）</u>を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の<u>検査願の提出があったときは家畜防疫員は検査を行い、合格したものに対し、みつばち腐蛆病検査証明書（別記第 2 号様式）を交付し、かつ巣箱ごとに腐蛆病検査済証（別記第 3 号様式）をはりつける。</u></p> <p>(発生の告示)</p> <p>第 5 条 知事は、県内において、<u>みつばちについての腐蛆病が発生したときは、直ちに発生年月日、発生場所、その他必要な事項を告示する。</u></p> <p>(移動の禁止)</p> <p>第 6 条 <u>みつばちについての腐蛆病が発生したときは、前条の告示のあった日から14日間、その発生した地点を中心として半径2キロメートル以内の区域内のみつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体を<u>ひろげるおそれがある物品を移動させてはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基づいて移動する場合はこの限りでない。</u></u></p> |
|--|---|

第 2 条 みつばちについての腐蛆病予防に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者住所

申請者氏名

㊞

蜜蜂腐蛆病検査申請書

下記のとおり蜜蜂等を移出したいので、蜜蜂の腐蛆病予防に関する規則第 4 条第 2 項の規定により検査をお願いします。

記

1 所有者の住所及び氏名

住所

氏名

- 2 管理者の住所及び氏名（所有者と管理者が異なる場合に記載する。）  
住所  
  
氏名
- 3 飼育群数及び移出群数（移出群数は、飼育群数と移出群数が異なる場合に記載する。）
- 4 移動先地名及び荷受人氏名
- 5 発送地名
- 6 到着地名
- 7 移動の方法及び経路

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号（第4条関係）

(B6版)

|  |      |         |            |              |
|--|------|---------|------------|--------------|
| 鳥 取 県  | 発行番号 | 第 号     | 蜜蜂腐蛆病検査証明書 |              |
| 所有権者（管理者）住所及び氏名  |      |         |            |              |
| 検 査 場 所  |      |         |            |              |
| 検 査 年 月 日  |      |         |            |              |
| 飼 育 群 数  |      | 検 査 群 数 |            | 腐蛆病検査済証の発行番号 |
| 上記蜜蜂等については腐蛆病検査の結果、異常のないことを証明する。<br><br>年 月 日<br><br><div style="text-align: right;">職 氏 名 印</div> |      |         |            |              |
| 移 動 先 地 名  |      |         |            |              |
| 荷 受 人 氏 名  |      |         |            |              |
| 発送地  |      | 到着地     |            | 移動の方法及び経路    |
| 注 1 この証明書は、移動時に常に携行し、移動先に到着後直ちに知事又は最寄の家畜保健衛生所長に提出すること。<br>2 この証明書の有効期間は、発行の日から起算して30日とする。          |      |         |            |              |

